

役員及び評議員の費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人天神崎の自然を大切にする会（以下「本会」という。）

定款第13条及び第27条の規程に基づき、役員及び評議員の費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意味は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事であり、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、業務執行理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい報酬とは明確に区分される。

(費用)

第3条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たり負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞無く支払うものとする。

2. 交通費や旅費については実費を支払うものとする。

(改正)

第4条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、公益財団法人天神崎の自然を大切にする会の設立の日から施行する。